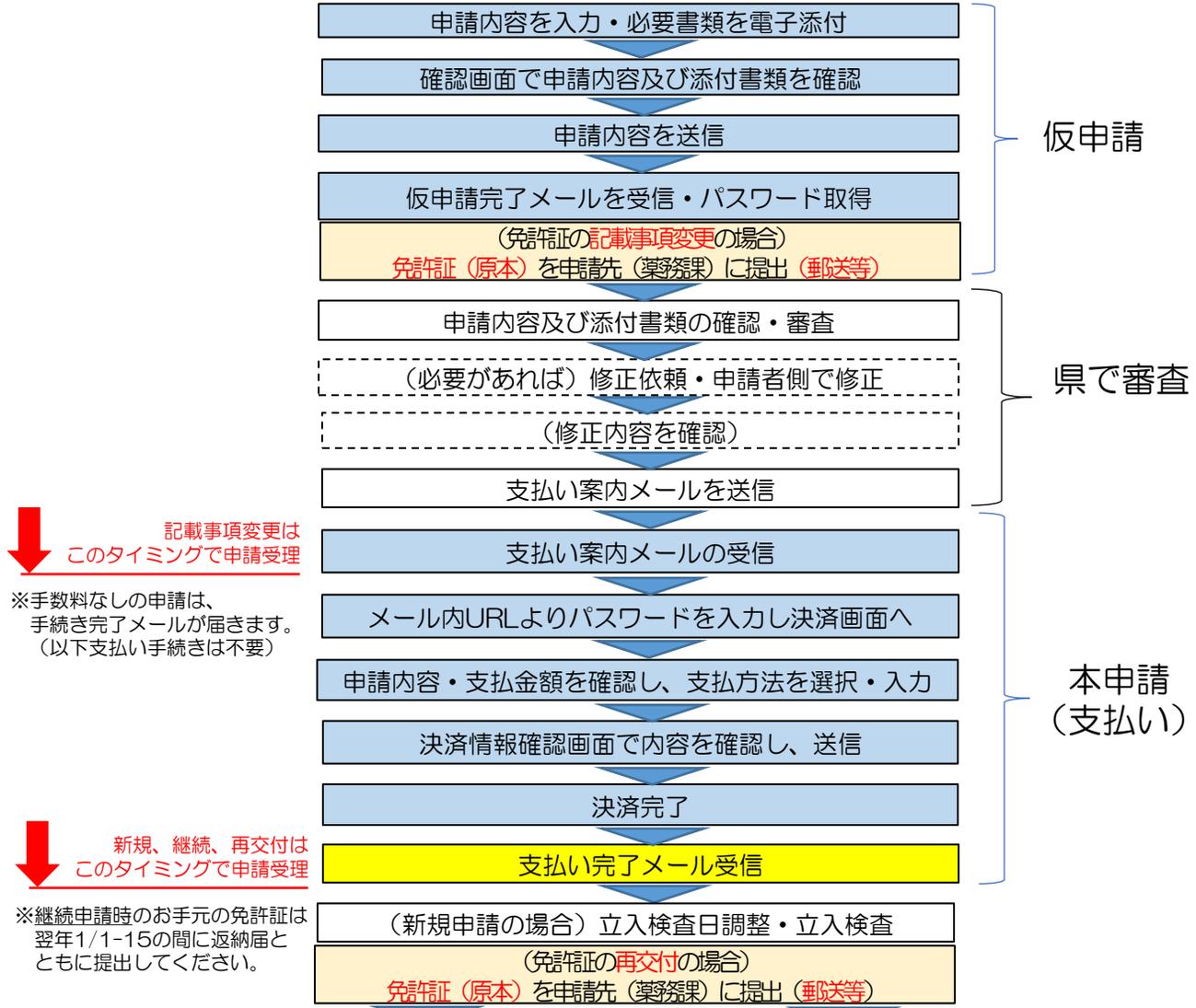


## 02 利用の流れ

- みやぎ電子申請システムを利用した麻薬卸売業者免許申請等の流れを説明します。
  - 本システムは、まず申請フォームに必要事項を入力していただきます（**仮申請**）。
  - 仮申請後、申請先（薬務課）での申請内容の確認後に、申請者宛てに支払い案内メールを送付します。
    - ※ 電子申請と併せて、以下の書類については申請先（薬務課）への原本提出（郵送）が必要です。
      - ＜**仮申請後に原本の郵送提出が必要な申請**＞
        - 免許証の記載事項変更届：麻薬卸売業者免許証（原本）
      - ＜**本申請完了後（手数料納付後）に原本の郵送提出が必要な申請**＞
        - 免許証の再交付申請（汚損・破損の場合）：麻薬卸売業者免許証（原本）
  - 支払い案内メールに記載のURLから決済（クレジットカード・PayPay）していただき、申請完了となります（**本申請**）。
  - 新規免許申請については、立入検査が必要となります。本申請完了後に申請先の担当者より、日程調整のご連絡をさせていただきます。
  - 免許証の受け取り方法は、「郵送受取」または「薬務課・保健所受取」が選択可能です。
    - ※ 「郵送受取（郵送料負担）」は、郵送料（530円）を申請手数料と併せて納付していただきます。
    - ※ 「郵送受取（返信用封筒提出）」は申請時に返信用封筒（簡易書留、レターパック等）の提出が必要です。
    - ※ 「薬務課・保健所受取」は免許証発行後、受取窓口から電話連絡があります。
- 継続申請の場合は、更新案内通知に記載の受取期間中に来所願います（電話連絡はありません）。



↓  
記載事項変更は  
このタイミングで申請受理

※手数料なしの申請は、  
手続き完了メールが届きます。  
(以下支払い手続きは不要)

↓  
新規、継続、再交付は  
このタイミングで申請受理

※継続申請時のお手元の免許証は  
翌年1/1-15の間に返納届と  
ともに提出してください。

郵送受取の場合  
免許証を申請者あてに郵送

※郵送受取では、電子決済で郵送料をお支払いいただく方法と、郵送で返信用封筒を提出していただく方法が選択できます。

薬務課・保健所受取の場合  
受取窓口から電話連絡

受取窓口で受け取り

※継続申請で窓口受取を選択した場合は、更新案内通知に記載の受取期間中に来所願います。